

◎周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与するとともに、在外邦人等の退避の円滑化を図り、もって我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（周辺事態への対応の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号。以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動、退避邦人等支援活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「周辺事態」という。）に対応して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）の効果的な運用に寄与し、我が国の平和及び安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（周辺事態への対応の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、周辺事態に際して、適切かつ迅速に、後方地域支援、後方地域搜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号。以下「船舶検査活動法」という。）に規定する船舶検査活動その他の周辺事態に対応するため必要な措置（以下「対応措置」という。）を実施し、我が国の平和及び安全の確保に努めるものとする。</p> <p>2 3 4 （略）</p>

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 後方地域支援 周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊及びこれと共に当該活動を行う外国（我が国との間で、自衛隊と当該外国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する協定を締結しているものに限る。）の軍隊（第三項において「合衆国軍隊等」という。）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

二・三 (略)

- 四 退避邦人等支援活動 周辺事態に際して退避しようとし、又は退避している邦人（当該邦人と共に我が国に退避しようとし、又は退避している外国人があるときは、当該邦人及び当該外国人。以下「退避邦人等」という。）について、その退避の支援を行う活動であつて、我が国領域及び我が国周辺の次に掲げる地域（当該地域にあつては、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域に限る。）において我が国が実施するものをいう。

イ 公海及びその上空

- ロ 外国の領海及びその上空（当該活動が行われることについて当該外国（国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあ

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 後方地域支援 周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の支援措置であつて、後方地域において我が国が実施するものをいう。

二・三 (略)

(新設)

つては、当該機関）の同意がある場合に限る。）

五 (略)

2 (略)

3 後方地域搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、後方地域搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

4 退避邦人等支援活動として自衛隊が実施する措置は、別表第三に掲げるものとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいづれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一～四 (略)

五 前条第四項の退避邦人等支援活動

六 前号に掲げるもののほか、関係行政機関が退避邦人等支援活動として実施する措置であつて特に内閣が関与することに

より総合的かつ効果的に実施する必要があるもの

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 周辺事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

四 (略)

2 (略)

3 後方地域搜索救助活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、後方地域搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う合衆国軍隊等の部隊に対して後方地域支援として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

(新設)

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、周辺事態に際して次に掲げる措置のいづれかを実施することが必要であると認めるときは、当該措置を実施すること及び対応措置に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 対応措置に関する基本方針

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該後方地域支援をアメリカ合衆国の軍隊以外の外国の軍隊に対して実施する場合における当該外国の国名

ハ ホ (略)

四 後方地域搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該後方地域搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援をアメリカ合衆国の軍隊以外の外国の軍隊に対して実施する場合における当該外国の国名並びに当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

ニ (略)

五 (略)

六 前項第五号又は第六号に掲げる退避邦人等支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該退避邦人等支援活動に係る基本的事項

ロ 当該退避邦人等支援活動の内容

ハ 当該退避邦人等支援活動を実施する区域の範囲及び当該

(新設)

二 前項第一号又は第二号に掲げる後方地域支援を実施する場合における次に掲げる事項

イ (略)

(新設)

ロ ホ (略)

三 後方地域搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該後方地域搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

ニ (略)

四 (略)

(新設)

区域の指定に関する事項

二 当該退避邦人等支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該退避邦人等支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該退避邦人等支援活動の実施に関する重要事項
七 自衛隊が実施する周辺事態に対応するために必要な警戒監視の措置（第九条において単に「警戒監視の措置」という。）の実施に関する事項

八 第三号から前号までに掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

九 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

十 (略)

十一 (略)

3 前条第四項の退避邦人等支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（同条第一項第四号ロに規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 外務大臣は、退避邦人等支援活動を実施することが適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項又は前項において準用する第一項の閣議の決定を求めるよう要請することが

(新設)

五 前三号に掲げるもののほか、自衛隊が実施する対応措置のうち重要なものの種類及び内容並びにその実施に関する重要事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項

七 (略)

八 (略)

(新設)

3 第一項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(新設)

できる。

(国会の承認等)

第五条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により基本計画の決定があつたときは、当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下この条において同じ。）につき国会の承認を得なければならぬ。ただし、特に緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、直ちに、当該基本計画につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたとき又は後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動若しくは退避邦人等支援活動を実施する必要がなくなつたときは、直ちに、これらの対応措置を終了させなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画の変更（対応措置の終了に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項中「当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「当該基本

(国会の承認)

第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

(新設)

計画のうち当該変更に係る部分に定める後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動の実施前に、当該部分」と、第二項中「当該基本計画」とあるのは「当該基本計画のうち当該変更に係る部分」と、前項中「とき又は後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動若しくは退避邦人等支援活動を実施する必要がなくなつたときは、直ちに、これらの対応措置」とあるのは「ときは、直ちに、当該承認の議決に係る対応措置」と読み替えるものとする。

5| 内閣総理大臣は、第一項の規定による国会の承認を得た日から六月を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画（基本計画の変更があつたときは、その変更後のもの）に定める後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動を実施しようとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時までに実施したこれらの対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

6| 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、直ちに、当該後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動を終了させなければならない。

7| 前二項の規定は、国会の承認を得て基本計画に定める後方地域支援、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動又は退避邦人等支援活動を継続した後、更に六月を超えてこれらの対応措置を引き続き実施しようとする場合について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施)

第六条 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方地域支援を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合その他この法律又は基本計画に定められた要件が満たされないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空におけるものは、当該実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該後方地域支援を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するために必要と認める場合には、当該後方地域支援の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 (略)

(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施)

第六条 (略)

2 (略)

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

6 (略)

(後方地域搜索救助活動の実施等)

第七条 (略)

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある後方地域搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 (略)

4 後方地域搜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めるときは、当該外国(第三条第一項第四号ロに規定する機関がある場合にあっては、当該機関)の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

5～7 (略)

(自衛隊による退避邦人等支援活動の実施)

第八条 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第四項の退避邦人等支援活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある退避邦人等支援活動の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができ

(後方地域搜索救助活動の実施等)

第七条 (略)

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。

3 (略)

4 後方地域搜索救助活動を実施する場合において、実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めるときは、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。ただし、当該海域において、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、当該活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限る。

5～7 (略)

(新設)

るように当該退避邦人等支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3| 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第四項の退避邦人等支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合、外国の領域で実施する当該退避邦人等支援活動についての同条第一項第四号口の同意が存在しなくなったと認める場合その他この法律又は基本計画に定められた要件が満たされないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

4| 第六条第五項の規定は、我が国の領域外における退避邦人等支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第八条第三項」と読み替えるものとする。

5| 第一項の規定は、同項の実施要項の変更（第三項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。）について準用する。

（警戒監視の措置の実施）

第九条 防衛大臣は、基本計画に従い、警戒監視の措置を実施するものとする。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第十条 第六条から前条までに定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（新設）

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

(安全の確保等)

第十一条 防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、自衛隊の部隊等及び対応措置に従事する関係行政機関の職員の安全の確保に配慮しなければならない。

(国以外の者による協力等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 関係行政機関の長は、前二項の規定により協力を求め又は協力を依頼するに当たっては、安全の確保に配慮して行わなければならない。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第十三条 (略)

(武器の使用)

第十四条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従

(新設)

(国以外の者による協力等)

第九条 (略)

2 (略)

(新設)

3 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国会への報告)

第十条 (略)

(武器の使用)

第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の

事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2| 第八条第一項の規定により退避邦人等支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器（自衛隊が外国の領域で当該退避邦人等支援活動を実施している場合については、第四条第二項第六号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。）を使用することができる。

3 (略)

4| 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第八条第一項の規定により退避邦人等支援活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

(政令への委任)
第十五条 (略)

別表第一（第三条関係）

種類	内容
(略)	(略)

理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2| 第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

3 (略)
(新設)

(政令への委任)
第十二条 (略)

別表第一（第三条関係）

種類	内容
(略)	(略)

基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供（戦闘行為に係る任務を遂行するために必要なものを除く。）
備考	<p>一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。次号において同じ。）の提供を含まないものとする。</p> <p>二 物品及び役務の提供には、次に掲げるものを含まないものとする。</p> <p>イ 戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備</p> <p>ロ 公海の上空を航行中の航空機に対する給油</p> <p>ハ 核弾頭を含む大量破壊兵器その他の我が国として輸送することが適当でないものとして政令で定める武器の輸送、これに係る輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供</p> <p>ニ 核弾頭を含む大量破壊兵器その他の我が国として修</p>

基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
備考	<p>一 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。</p> <p>二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

理及び整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器の修理及び整備、これらに係る修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

ホ 核弾頭を含む大量破壊兵器その他の我が国として保管することが適当でないものとして政令で定める武器の倉庫における一時保管、これに係る保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(削る)

別表第二(第三条関係)

種類	内容
(略)	(略)

備考

一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。次号において同じ。)の提供を含まないものとする。

二 物品及び役務の提供には、次に掲げるものを含まないものとする。

イ 戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備

ロ 公海の上空を航行中の航空機に対する給油

ハ 核弾頭を含む大量破壊兵器その他の我が国として輸

(新設)

三 物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送(傷病者の輸送中に行われる医療を含む。)を除き、我が国領域において行われるものとする。

別表第二(第三条関係)

種類	内容
(略)	(略)

備考

一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。

二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

送することが適当でないものとして政令で定める武器の輸送、これに係る輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

二 核弾頭を含む大量破壊兵器その他の我が国として修理及び整備をすることが適当でないものとして政令で定める武器の修理及び整備、これらに係る修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第三（第三条関係）

- 一 退避邦人等を輸送する船舶に対する給水又は給油
- 二 退避邦人等に対する食事の提供
- 三 傷病者である退避邦人等に対する医療又は衛生器具の提供
- 四 退避邦人等に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- 五 前各号に掲げる措置に類する措置

（新設）

（新設）

○周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船舶検査活動の実施）</p> <p>第三条 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている合衆国軍隊等（<u>周辺事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等をいう。</u>）の部隊に対して後方地域支援（<u>同号に規定する後方地域支援をいう。</u>以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、<u>周辺事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。</u></p> <p>（周辺事態安全確保法に規定する基本計画に定める事項）</p> <p>第四条 船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を周辺事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援をアメリカ合衆国の軍隊以外の外国の軍隊に対して実施する場合における当該外国の国名並びに当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）</p> <p>六 （略）</p>	<p>（船舶検査活動の実施）</p> <p>第三条 船舶検査活動は、自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）が実施するものとする。この場合において、船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊の部隊に対して後方地域支援（<u>周辺事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する後方地域支援をいう。</u>以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、<u>周辺事態安全確保法別表第二に掲げるものとする。</u></p> <p>（周辺事態安全確保法に規定する基本計画に定める事項）</p> <p>第四条 船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を周辺事態安全確保法第四条第一項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）に定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条後段の後方地域支援の実施に関する重要事項（当該後方地域支援を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）</p> <p>六 （略）</p>

(船舶検査活動の実施の態様等)

第五条 (略)

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 3 6 (略)

(武器の使用)

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられ、又は同条第六項において準用する周辺事態安全確保法第六条第二項の規定により船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 (略)

(船舶検査活動の実施の態様等)

第五条 (略)

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。この場合において、「実施区域」という。)を指定するものが外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。

3 3 6 (略)

(武器の使用)

第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2 (略)